

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第4号

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則（平成19年新潟市人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の部市長部局の項中

「  
こども未来部保育課の指導保育士  
」を

「  
こども未来部幼保支援課の指導保育士  
」に

改め、別表機関（区役所の機関を除く。）の部中

「  

下水道分室	室長
下水道管理センター	所長、課長及び課長補佐

  
」を

「  

下水道管理センター	所長、課長及び課長補佐
-----------	-------------

  
」に

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。